

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会

基本理念

「誰もが自分らしく安心して
暮らすことができる
やさしさとぬくもりのある
福祉によるまちづくり」
の実現をめざす

目 次

基本方針	1
重点項目	2
令和4年度玉野市社会福祉協議会事業組織	4
令和4年度玉野市社会福祉協議会經理拠点区分	5
【事業実施計画】	
法人運営事業	6
地域福祉推進事業	7
子育て・障害関係事業	10
介護保険等総合支援事業	11

基 本 方 針

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉推進」の中核的機関として位置づけられており、時代の変遷とともに担うべき責務は、ますます重要なものになってきています。

人口減少・少子高齢化が進むなか、単身世帯の増加、社会的孤立、8050問題など地域における様々な生活課題が顕在化している中で、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、人・地域のつながりや支え合い機能の弱体化と同時に、雇用情勢の悪化による困窮世帯の増加が懸念されます。

社会情勢の変動に伴い、従来の公的制度では支援できない複雑化・重層化する課題に対応するため、地域の方々を支援する福祉事業・身近な地域における助け合い・支え合いづくりが求められています。

本会は、「地域共生社会の実現」を踏まえ、地域で暮らす住民や様々な地域組織の参加を基軸として、地域の社会資源をつなぎ、住民参加型の取り組みを充実させ、地域福祉の推進において中心的な役割を果たしてまいります。

令和4年度は「第2期玉野市地域福祉活動推進計画」に基づき、「誰もが自分らしく 安心して暮らすことができる やさしさとぬくもりのある 福祉によるまちづくり」の実現のため、地域住民、社会福祉関係団体・施設、行政など様々な組織と連携を密にし、分野横断的かつ包括的に支援する体制の構築をめざします。

重点項目

1 法人運営事業

「人財」「拠点」「財源」の3つの基本テーマの基幹部署として、各種規程の整備、諸契約の見直し、処遇改善、拠点整備、財政健全化を中心とした社協のすべての事業の円滑な運営を図ります。

人財については、「働きやすく、やりがいの感じられる職場づくり」を目指し、人材育成に向けて、若手職員から管理職まで、階層に応じた必要な技術・知識を得られるよう必要な研修に派遣し人材育成に努めます。

拠点については、総合福社会館(仮称)への移転準備を進め、地域包括支援センターを移転集約することで、新たに地域の活動拠点となれるような取り組み、特に地域のニーズに応じて介護保険以外のサービス提供も視野に入れて検討します。

財源については、行政機関からの補助金・委託金及び会費・寄附金並びに共同募金配分金、介護保険事業等の収益などを主な財源としていますが、将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を努めます。

2 地域福祉推進事業

公的制度だけでは解決できない、様々な地域福祉課題や多様化するニーズに対応するため、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関との連携を図りながら、地域福祉の課題解決に向けた基盤づくりに取り組んでまいります。

今年度は新たに策定された「地域福祉活動推進計画」において、国が提唱する「地域共生社会の実現」に向け、市民が地域福祉の担い手となって主体的に活動し、地域の絆と交流を育む居場所づくりやみんなが地域でつながる仕組みづくりを目指します。

さらに、災害時の体制強化として、常設型災害ボランティアセンターと赤十字奉仕団玉野支部を再編成しました。災害ボランティアは玉野市国土強靱化地区計画においても重点化項目に位置づけられたことから、行政と連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

3 子育て・障害関係事業

子どもの福祉を推進するために、子どもを中心に据えつつ子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点から、また、在宅知的障害者の自立支援のために、市からの受託事業を積極的に展開し、地域を基盤として多様な関係機関との連携により、柔軟な取り組みが展開できるようサービスの提供に努めます。

4 介護保険等総合支援事業

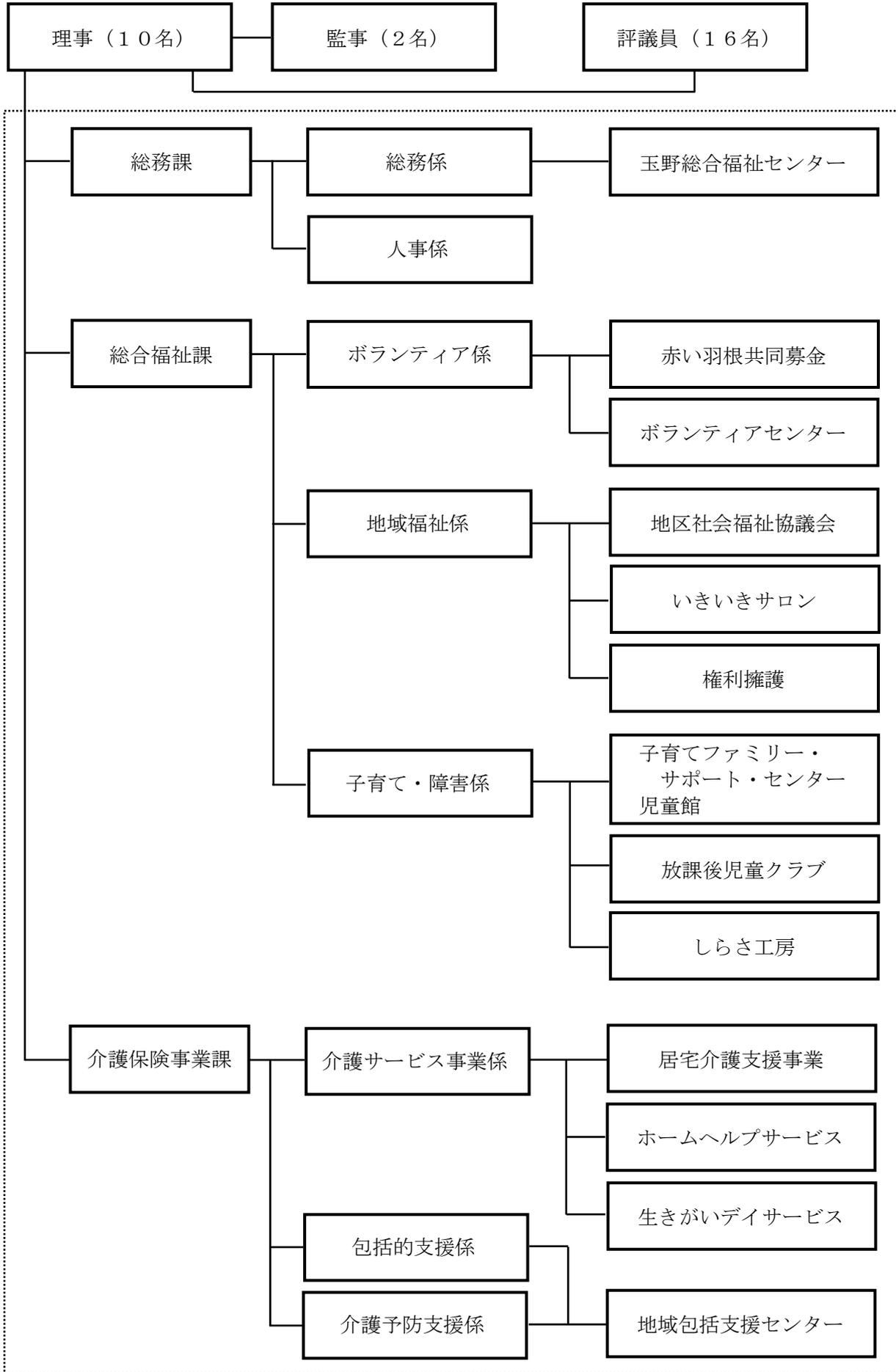
介護保険法及び障害者総合支援法に共通した理念である「尊厳の保持」に基づき、利用者がどのような状態であっても、本人の意思を尊重しつつ、本人の潜在能力や強みを最大限に発揮できるよう支援しながら、本人らしい生活の実現を目指してサービスを提供します。

また、利用者が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・推進に寄与するべく、介護の枠を超えた多職種との連携強化・充実を図るとともに、利用者を支援する過程において不足する社会資源を積極的に発見し地域ケア会議へ繋げます

さらに、介護人材の確保と定着を目指しキャリアアップの仕組みの構築や介護未経験者が活躍できる場の確保、生産性向上のためにICTの活用など、積極的に検討し取り組みます。

今年度で生きがいデイサービス事業が廃止となるため、今後、利用者の生きがいや社会との繋がりが途絶えないよう可能な限り配慮を行います。

令和4年度玉野市社会福祉協議会事業組織



令和4年度玉野市社会福祉協議会経理拠点区分

拠点区分	サービス区分
法人運営事業	法人運営事業
	玉野総合福祉センター運営事業
地域福祉推進事業	共同募金配分金事業
	地域福祉推進事業
	貸付事業
	法人後見事業
	福祉サービス利用援助事業
	在宅福祉サービス・相談事業
子育て・障害関係事業	子育てファミリー・サポート・センター事業
	児童館管理運営事業
	放課後児童健全育成事業
	障害者地域活動支援センターしらさ工房管理経営事業
介護保険等総合支援事業	居宅介護支援事業
	訪問介護ホームヘルプサービス事業
	障害者ホームヘルプサービス事業
	在宅福祉サービスセンター事業
	生きがいデイサービス事業
	包括的支援事業
	介護予防支援事業

事業実施計画

【法人運営事業】

1. 法人運営事業

- (1) 組織体制の基盤を強化します
 - ① 理事会、評議員会及び監事会(監査)の開催
 - ② 経営管理体制の整備
- (2) 新たな活動拠点整備協議を進めます
 - ① 総合福祉会館(仮称)設置に向け、関係機関・団体との協議
- (3) 職員の資質向上と事務局体制を強化します
 - ① 職員の資質向上のための研修
- (4) 会員会費・寄附金の取扱い
 - ① 社協会費の用途をより明確にすることで、社協活動への理解・支援を促す
 - ② 寄附の用途を明確にすることで、地域福祉活動の推進につながるよう周知
- (5) 広報事業の実施
 - ① 社協だよりの発行
 - ア) 社協の活動について、広く住民の方々に理解と協力を呼びかけるとともに、地域における福祉課題や情報について広報
 - イ) 地区社協の設置推進につながる記事を定期掲載
 - 発行部数…26,300部
 - 発行回数…年6回(偶数月発行)
 - ② ホームページ及びフェイスブックの運用
 - ア) 事業の案内や社協の取り組みについて、ホームページ、フェイスブックを利用した情報発信
 - イ) 社協だよりの発行物、申請書類、定款及び規程等の閲覧・ダウンロードなど利便性の向上及び情報公開

2. 総合福祉センター運営事業

※玉野総合福祉センターの運営は令和4年度内に終了する予定です。

- (1) 集いの場を提供します
 - ① 高齢者、障害者へ娯楽の場を提供
 - ② 福祉団体等へ会議室・大広間の貸出
- (2) 介護予防(リハビリ)事業を実施します
 - ① 看護師による利用者の定期的な健康ケアの実施
 - ② 百歳体操などによる介護予防の実施
- (3) 総合福祉センターの効率的な運営をします
 - ① 限られた財源の中での合理的運営

(4)新型コロナウイルス感染防止に配慮した運営をします

3. 総合福祉会館（名称仮、以下同じ）の運営

玉野総合福祉センター運営を令和4年度内に終了し、事務所を日の出ふれあい会館（現在名称）に移転します。これまで総合福祉センターが取り組んできた高齢者の集いの場（囲碁・将棋、風呂、リハビリ施設）の機能はありませんが、移転に際し、玉野総合福祉センター内の事務局（総務課、総合福祉課、介護保険事業課（居宅介護支援事業所、玉野ホームヘルプステーション社協））及び地域包括支援センターを集約し、一体的に運営することで、住民の皆様に、よりよいサービスを提供できるよう努めます。

【 地域福祉推進事業 】

1. 企画・広報

(1)企画調整力の向上と事業強化を行います

- ①既存事業の体制整備
- ②新規事業の検討

2. 共同募金配分金事業

(1)共同募金運動を推進します

- ①戸別募金、法人募金、職域募金・街頭募金等、募金活動の推進
ア)赤い羽根共同募金 10月1日～12月31日
- ②啓発・周知活動の強化

(2)ボランティア活動を推進します

- ①地域ボランティアの啓発、団体活動への支援
- ②ボランティアニーズの調査、支援
- ③ボランティアセンターの活動基盤等機能の充実
- ④広報誌等を利用した啓発

(3)常設型災害ボランティアセンターの事業を強化します

- ①災害ボランティアの啓発
- ②災害ボランティアの養成、人材確保
- ③災害時を想定した訓練の実施
- ④住民相互の連帯強化を目的とした平常時活動の推進
- ⑤民間事業者等との協力体制構築
- ⑥常設型災害ボランティアセンター運営委員会と赤十字奉仕団役員を統合し、より一体的な災害支援を行うための体制を構築

(4)各種団体への支援・助成等を行います

3. 地域福祉推進事業

(1)地域福祉事業を推進します

- ①福祉諸団体・協力団体の活動支援
- ②民生委員児童委員協議会の事務局運営・活動支援
- ③地区社協の設立・運営支援
- ④小地域(概ね市民センター単位)における地域づくりに向けた協議の場設置及び地区ボランティアセンターの開設
- ⑤地域福祉活動推進計画の実施及び進捗管理
- ⑥コミュニティソーシャルワーカー(地区担当職員)の配置による住民への個別寄り添い支援の実施及び住民主体の福祉活動支援の強化
- ⑦地域福祉課題を支えあう担い手の発掘や地域の繋がりを深めて誰もが利用できる多様な居場所づくりなどを展開
- ⑧地域にある社会資源について情報収集し、必要な人・施設等へ情報提供を行い、かつ、不足している資源の開発及び検討を行う
- ⑨玉野市内の社会福祉法人ネットワーク協議会により、制度の狭間にあるニーズや複合的な課題に対して、「地域における公益的な取組」を分野や立場を超え、連携して行う

(2)老人福祉事業を推進します

- ①百歳慶祝訪問事業の実施
- ②敬老記念品の配付
対象者：88歳

(3)通いの場の開設及び活性化を推進します

- ①サロン開設及び既存サロンの活動支援
- ②参加促進及び活動の活性化を目的とした資機材の貸出
コミュニケーション麻雀及びディスコンをサロン等へ貸出し、男性の参加促進や認知機能の向上を目的とした介護予防を推進
- ③地域包括支援センターのお役立ち講座メニューに追加して、コミュニケーション麻雀のレクリエーション講座を実施

(4)権利擁護センターの設置に向けた準備を行います

- ①情報収集・先進地視察
- ②市及びたまの権利擁護ネットワーク懇談会等、関係諸団体と協議・検討

4. 貸付事業

(1) 福祉資金等の貸付をします

- ①一時的に生活資金が不足する世帯等に対しての資金貸し付け
- ②生活困窮世帯、身体障害者世帯、支援必要者世帯及び、不況や新型コロナウイルス感染拡大における離職者や減収者等に対して、岡山県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度の相談・受付
- ③行政、各関係機関の制度紹介や連携強化
- ④相談援助技術の向上、相談受け入れ体制の整備
- ⑤生活再建としての貸付の意味を周知徹底
- ⑥長期滞納者に対する督促状の送付

5. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

(1) 福祉サービス利用援助事業を推進します

①対象者(次のいずれにも該当する人)

ア)契約などの判断に不安がある人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などであって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用する時の契約などに不安がある人)

イ)本事業の契約の内容が理解できる人

②援助の内容

ア)福祉サービスの手続きについての援助

イ)日常的金銭管理についての援助

ウ)日常生活に必要な事務手続きについての援助

エ)書類等の預かりサービス

(2) 事業の普及および啓発をします

(3) 専門員、生活支援員の資質を向上します

6. 法人後見事業

(1) 法人後見等の受任を推進します

- ①成年後見人等の受任
- ②職員(後見専門員)の資質向上
- ③後見支援員の配置・活動支援

(2) 地域ぐるみの権利擁護支援体制の構築を目指します

- ①たまの権利擁護ネットワーク懇談会との連携による成年後見制度の啓発及び「なんでも相談会」の開催
- ②市中核機関や他権利擁護関係機関との協働
- ③成年後見制度のPR

7. 在宅福祉サービス・相談事業

7-1 ふれあい総合相談事業

(1) 住民の不安解消を目的に各種相談を開催します(()内は相談員)

- ① 介護相談(介護支援専門員、社会福祉士等) 平日(土、日、祝日は除く)
- ② 弁護士相談(顧問弁護士) 毎月 1回
- ③ 相続・境界等財産の手続相談(司法書士、土地家屋調査士)
毎月 1回
- ④ 労務相談(社会保険労務士) 年 4回

7-2 移送サービス事業

(1) 低所得世帯で、交通機関の利用が困難な高齢者、障害者等の移動手段として、市内もしくは近隣市外病院への移送サービスを実施します

7-3 福祉車両貸出事業

(1) 社会福祉協議会所有の福祉車両を、福祉団体、ボランティア団体、支援必要者の家族等へ貸し出し、行動範囲の拡大と外出機会の増加を推進します

7-4 福祉用具貸出事業、福祉機器リサイクル事業

(1) 在宅生活を送るうえで、福祉用具の利用が必要な寝たきり又は介護を必要とする人や、障害児・者を対象に福祉用具貸出を行います。

① 介護支援用具 … 車いす、介護ベッド

(2) 低所得世帯の子育てを支援するために、子育て支援用具の貸出を行います。

① 低所得世帯への子育て支援用具 … チャイルドシート、ベビーベッド

(3) 社協が保有する福祉用具及び子育て支援用具について、地域住民から不用となった用具の提供を必要に応じて受け付け、機器の貸出に利用します。

【 子育て・障害関係事業 】

1. 子育てファミリー・サポート・センター事業

(1) 相互援助活動による育児支援をします

① 会員相互の援助活動のコーディネート促進

② 会員相互の交流と研修会開催

(2) 事業内容の周知、啓発をします

① 会員数の確保、充実

② PR活動の強化

(3) 託児ボランティアを派遣します

2. 児童館管理経営事業

(1) 児童の健全育成を推進します

- ①親子のふれあいを目的とした子育て支援
- ②仲間づくりを目的とした児童中心のクラブ活動
- ③伝統行事及び文化活動の推進

(2) ボランティア団体及び関係機関等との連携、協力を推進します

- ①巡回児童館事業
- ②年長児童等来館促進事業
- ③アレルギー教室の託児支援

3. 放課後児童健全育成事業

(1) 児童を取り巻く環境の変化に対応し、心身ともに健やかな児童の育成・支援を推進します

- ①児童及び保護者への安全・安心なクラブ運営・育成の支援
- ②学校や地域等の多様な関係機関との連携

(2) 支援員の資質向上のための研修を実施します

4. 障害者地域活動支援センターしらさ工房管理経営事業

(1) 在宅知的障害者の自立を支援します

- ①一人一人に合わせた軽作業の指導及び生活訓練の実施
- ②安定的な作業の確保と新規作業の開拓

(2) 関係機関等との情報交換やネットワークを強化します

(3) 地域での共生に向けて啓発活動を充実します

【 介護保険等総合支援事業 】

1. 居宅介護支援事業

(1) 介護保険の理念である「自立支援」「尊厳の保持」を基本とし、利用者及び家族の意向を踏まえた適切なアセスメントによる居宅サービス計画を作成し、在宅生活を継続できるよう支援します

(2) 地域包括支援センターとの連携を密にし、支援困難事例の受け入れを積極的に行います

(3) 職員の資質向上のため、内部研修の実施及び外部研修へ参加します

(4) サービスの質を高め、利用者や関係機関から“選ばれる事業所”を目指します

(5) 関係機関、多職種との連携を積極的に行います

2. 訪問介護ホームヘルプサービス事業

(1) 介護給付対象者への在宅生活及び自立を支援します

① ホームヘルパーを派遣し、利用者の能力に即した身体介護及び、生活援助のサービスを提供し、利用者の自立を促進

(2) 総合事業に対応したサービスを実施し、対象者への在宅生活及び自立を支援します

(3) 職員の資質向上のため、内部研修の実施及び外部研修へ参加します

(4) サービスの均質化と質の向上を図ります

(5) 職員の働きやすい環境をつくります

(6) 生活支援訪問員を養成・雇用し担い手不足の解消を図ります

3. 障害者ホームヘルプサービス事業

(1) 障害者総合支援法に基づく、在宅生活及び自立を支援します

① ホームヘルパーを派遣し、日常生活又は、社会生活を営むために必要な身体介護、家事援助、同行援護等のサービスを提供

(2) 職員の資質向上のため、内部研修の実施及び外部研修へ参加します

(3) サービスの均質化と質の向上を図ります

(4) 職員の働きやすい環境をつくります

4. 在宅福祉サービスセンター事業

4-1 産褥期ヘルパー派遣事業

(1) 出産後、間もない人(1年以内)で、育児・家事等の支援を希望する人にホームヘルパーを派遣し、家事援助及び日常生活の指導・支援を行うことで育児の負担を軽減します

5. 生きがいデイサービス事業

※玉野市からの事業委託が令和4年度末で終了する見込です。

(1) 65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者の生きがいづくりと介護予防を図り自立した在宅生活を支援します

① 趣味・娯楽活動の充実

② パソコンを用いた娯楽活動の充実

③ 各ミニデイサロンの交流事業の促進

④ 百歳体操などによる健康促進と介護予防の推進

6. 地域包括支援センター

- (1) 住民主体の地域活動の充実と専門職との協働により地域の福祉力を強化する
 - ① 小地域ケア会議や互近助ネットワーク等で住民の個別課題の解決に向けて話し合うとともに、その過程において地域課題を積極的に見つけ出し、協議・解決を目指す
 - ② 専門職が適切に関与しながら、住民とともにいきいき百歳体操やふれあい・いきいきサロン等通いの場での交流や活躍の機会をつくり、併せて、いきいき健康ウォークへの参加を広げることで更なる介護予防の推進を図る
 - ③ さまざまな立場の住民が認知症への理解を深めるとともに、当事者やサポーター及びキャラバン・メイトが主体的に関わるネットワークや居場所を広げ、認知症になっても地域の一員として暮らせる地域づくりを目指す
 - ④ 民生委員との連携により、相談会の開催や訪問活動を実施し、住民の、より身近な場所で積極的にニーズを掘り起こし、必要に応じて他機関と連携を図りながら住民の生活・福祉課題の解決を図る
- (2) 高齢者や介護者等への包括的・継続的な支援強化と人材育成・資質向上を図る
 - ① 高齢者の望む暮らしの実現のための適切な生活目標を設定し、本人の意欲を高め、自立や介護予防を促すケアマネジメントを家族やサービス事業所等とも共有しながら実施する
 - ② ケアマネジメントマニュアルを作成し、自立支援や重度化防止に向けて解決すべき課題の把握や支援計画書作成の視点等を職員間で意識統一し、ケアマネジメントの標準化と質の向上を図る
 - ③ 高齢者のアセスメントを多角的に行い、フォーマル・インフォーマルサービスを幅広く取り入れた支援策をケアプランに位置づけるための、センター内多職種による検討会の立ち上げを目指す
 - ④ ケアマネジャーの意向や要望を踏まえた、スキルアップ研修の開催や個別ケース会議の運営により、要支援者から要介護者まで一貫した自立支援や重度化防止の視点を重視した、ケアマネジメントの実践を目指す
 - ⑤ 資格取得や外部研修への積極的な参加や資格取得にチャレンジするなど自己研鑽に励むとともに、勉強会や事例検討の内部研修を充実し職員個々の専門性や資質向上を図り、地域社会に還元する
- (3) 関係機関や行政等とのネットワークの強化と社会資源の充実を目指す
 - ① 困難事例の解決や虐待、消費者被害の防止に向けてケアマネジャーやサービス事業所、関連機関と連携・協働する
 - ② 認知症初期集中支援チームの活動を円滑に進めるため担当医、担当課と協働し、個々を支援するためのネットワークを構築する

- ③相談窓口連絡会を基盤とした連携の輪を広げると共に、在宅医療介護連携の一翼を担う取り組みを検討する
- ④個別ケース会議や小地域ケア会議をとおして発見した、地域に不足する社会資源を「地域ケア推進会議」や「協議体」へ提言するとともに、「生活支援コーディネーター」との連携を強化し資源開発や政策形成につなげる
- ⑤市担当課との定期的な会合を持ち、各種事業の実施状況や課題を共有し、事業の方向性を協議・確認しながら取り組む